

目標	成果目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(R. 5)	(R. 8)	(R. 11)	(R. 6)	(R. 7)	(R. 8)	(R. 9)	(R. 10)	(R. 11)
【目標1】 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（%）	15	21	27						
【目標2】 いのちと健康を守ることができる	精神障害者の自立に向けた取組の推進	精神障害者サロン利用者数（人）	593	700	800						
【目標3】 安心して日常生活がおくれる	地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実	「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）（%）	18	24	30						
【目標4】 ともに育ち、学び、遊び、輝ける	医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実	医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数（人）	33	38	44						
【目標5】 暮らしやすい社会づくりが進んでいる	防災等における支援体制の構築	避難行動要支援者名簿の登録者数（障害のある人分）（人）	684	733	782						

目標1	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる		
施策1	障害と障害のある人への理解の促進		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔啓発事業分〕 【障害福祉課】	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います	継続
各種団体活動費補助金事務 【障害福祉課】	障害者団体等の活動費の一部を補助することで、団体等の活動を促進します。	障害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。	継続
精神保健福祉対策事業 (障害福祉課) 【健康増進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやホームページ、市民や地域団体、関係機関に対するゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。	継続
障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、すべての市民、民間事業者に対して、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的配慮の提供の訣発に努めます。 ・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、また、差別による相談、紛争の解決の取り組みを進めるため既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて協議を進めます。	・広報誌の掲載や出前講座を実施し、合理的配慮の提供について、普及と理解促進を行います。 ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。	継続
体験実践活動推進事業 【学校政策推進課】	学校教育において、体験を通じた福祉教育の充実を図ります。	障害者理解について、教科、特別活動、総合的な学習の時間で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、車いすやアイマスク等の体験活動や講演会を実施します。 ・市立全小中学校（20校）で実施予定	継続
人権センター自主事業 【人権センター】	障害のある人の人権擁護のためのセミナーや、広報紙等を用いた啓発を図ります。	人権セミナー（様々な人権課題を学習）の開催や啓発パネルの展示、啓発誌の発行等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。	継続

目標1	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる		
施策2	権利擁護と虐待の防止		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
障害者虐待防止対策支援事業 【障害福祉課】	・ 障害者虐待防止センターにおいて、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、障害者虐待対応マニュアルに基づき、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・ 弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・ 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・ 障害者虐待防止法の周知啓発を行います。	・ 虐待の通報を随時受付け、速やかに事実調査や対応方法の検討を行います。必要に応じて、一時保護や立入検査を実施し、障害のある方の安全を守ります。 ・ 障害者虐待防止法の周知啓発について、基幹相談支援センターと協働で研修会を実施し、虐待防止を地域で行える体制を整備します。	継続
成年後見制度利用支援事業 【障害福祉課】	・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・ 湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じ市民後見人の育成に向けた検討を行います。 ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。 ・ 成年後見制度利用促進のために、湖南福祉圏域4市で、目指すべき方向性を明確化し、地域ネットワークを構築するために共通の計画を作成します。	・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。 ・ 成年後見制度利用促進に関する中核機関および協議会の設置、成年後見制度の利用促進に係る計画の整備を行います。 ・ 湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じて法人後見人ならびに市民後見人の育成について検討を行います。	継続
基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち権利擁護・虐待防止に関する部分〕 【障害福祉課】	・ 基幹相談支援センターにおいて、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。	虐待ケースについては、引き続き、ケース会議等においてスーパーバイザーとして助言や指導を行うとともに、社会資源や好事例の情報提供など支援の充実に向けたかかわりを行い、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。	継続

目標2	いのちと健康を守ることができる		
施策3	疾病等の予防と早期発見・早期対応		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
妊婦健診事業 【子育て相談センター】	妊婦（母子）への健（検）診を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、基本受診券助成額3,300円／枚を5,000円／枚へ引き上げ、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。	継続
総合相談事業、妊娠出産包括支援事業 【子育て相談センター】	母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進の支援に努めます。	母子健康手帳交付時に全妊婦への相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施します。様々な相談手法を利用し不安の軽減や、必要な情報の提供を行うことで、安心して子育てが出来るように努めます。 また、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減に努め、安心して子育てが出来るよう支援します。産後ケアについては、利用対象期間を産後1年未満に拡大、また利用対象施設に助産院を追加し、さらに、令和5年度より本人利用料の補助を開始しており、継続して実施します。 また、産後早期の産婦健康診査について受診券を交付し、産後うつ予防や医療機関との連携を強化し、産後の早期支援の充実を図ります。	継続
育児等健康支援事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につなぎます。	発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、遊びを通して親子の関わりを促したり、学びや体験につなげたりして発達を促します。また親同士の交流や育児相談の機会を設け、育児不安や負担の軽減を図ります。 参加中に個別相談を実施し、必要な親子に対して早期療育につなぎます。	継続
乳幼児健診事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行います。また、草津市子育て応援サイトほかほかタウンにて、乳幼児健診の紹介を行い、受診前の不安の軽減を図れるよう努めます。	継続

目標2	いのちと健康を守ることができる		
施策4	精神保健福祉対策の強化		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 【障害福祉課】	精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制の構築に努めます。	基幹相談支援センターや保健所、相談支援事業所等と連携・協働しながら、協議の場を設け、精神障害者支援における市域および圏域の課題を整理するとともに、課題解決のための取り組みを具体化してまいります。	継続
健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業 【健康増進課】	両会議を通じて、さまざまな関係機関と連携を強化し、市全体の心身の健康づくりを推進します。	第3次草津市自殺対策行動計画に基づき、自殺対策推進会議および自殺対策関係課会議を各年1回以上開催し、地域や関係機関等が自殺の実態や課題を共有し、連携することで総合的な自殺対策を推進します。また、健康づくり推進協議会においても、取組内容を報告し、心身の健康づくりの推進に取り組みます。	継続
精神保健福祉対策事業 【健康増進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、精神疾患に関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	こころの健康づくりを推進するため、こころの健康づくりの啓発を2か月に1回以上行うほか、医療・福祉等関係機関と連携を図り、こころの健康に関する相談支援を行います。また庁内関係課との円滑な連携が進むよう、事例検討会を開催します。	継続
草津市スクールソーシャルワーカー配置事業 【児童生徒支援課】	児童生徒への相談対応や環境調整、福祉制度との連携などのため、「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣します。	社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行います。ケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行います。 今年度より、市委託2名を会計年度任用職員化し、各校に概ね週1回巡回することで、教員が専門家に相談しやすい体制づくりを行うとともに、子どものSOSの早期発見、早期対応につなげます。 市配置3名（特定任期付職員1名、会計年度任用職員2名）、県派遣3名の計6名で、子どもや保護者の支援を進めます。	拡大
やまびこ教育相談室運営事業 【教育研究所】	「やまびこ教育相談室」において、不登校対応を中心とした、児童生徒への相談や体験活動を通じて社会的自立に向けた支援を行います。	保護者および児童生徒向けの案内の配信（年2回予定）を通して利用の増進を図ります。また、不登校の保護者の会を開催し（年3回予定）保護者支援を行います。SSWが2名増員し配置されたことで、児童生徒の在籍校や他機関との連携や協働しながら、多様なニーズに応じた柔軟な支援を展開していきます。	継続
障害者福祉センター管理運営事業〔精神サロン分〕 湖南地域地域活動支援センター事業〔精神サロン分〕 【障害福祉課】	・精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	継続
地域生活支援事業〔啓発事業分〕 【障害福祉課】	精神疾患や精神障害に対する理解や差別解消を図るため、啓発事業を行います。	団体等と協力しながら、精神障害者に対する理解や差別解を図るめ、啓発を啓発をしていきます。	継続
重層的支援体制整備事業 【人とくらしのサポートセンター】	課題が複雑化・複合化した事例や狭間の課題について解決するために、関係機関の役割の整理・支援の方向性を示します。	各分野・専門職の対応力を高め、支援関係機関同士の連携を円滑にすることで、相談支援体制の充実を図ります。	継続
社会福祉事業振興事業 【人とくらしのサポートセンター】	ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るため、居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援を実施し、ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るために居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	継続

目標2	いのちと健康を守ることができる		
施策5	保健・医療の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
湖南地域広域行政組合負担金事務 【健康増進課】	湖南広域休日急病診療所の運営のため、広域行政組合の負担金を拠出します。	湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と空白日なく安定した運営のため、継続して広域行政組合の負担金を拠出します。	継続
かかりつけ医普及促進事業 【健康増進課】	草津栗東医師会と連携して、医療や健康に関する疑問について話をする「おでかけドクターとお気軽トーク」を実施し、かかりつけ医等の普及を促進します。	健康や薬、フレイル予防等の各テーマに沿った出前講座等を開催し、ドクターや薬剤師と気軽に話をする機会を提供します。また、健康イベントにて歯科相談会を実施します。	継続
救急医療情報システム運営負担金事務 【健康増進課】	救急医療情報システムの運営に係る負担金を拠出します。	「医療ネット滋賀」および電話・FAXでの医療機関案内サービス維持のための一部負担金を拠出します。	継続
健康相談事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防ができるよう、保健師等が生活習慣の改善にむけての相談を実施します。	電話での相談も含め、希望者と日程を随時併せるなど、生活習慣病の予防をめざした相談を実施していきます。	継続
健康診査事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防と早期発見・対応を目的として、各種健（検）診を実施します。	医療機関での個別けん診及び集団けん診を実施します。 集団けん診については、予約枠を拡大するとともに、託児支援を行う等、予約しやすい環境づくりを行います。また、行動経済学「ナッジ理論」を取り入れたがん検診個別勧奨通知を69歳までの各がん検診対象者に対して送付するとともに、一定の対象者に対し、大腸がん検便キットを送付します。子宮頸がん・乳がん検診については、節目年齢に無料クーポン券を送付し、未受診者には再勧奨通知を実施します。生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向けて周知・啓発を行います。	継続
歯科保健指導事業 【健康増進課】	歯科保健指導を行うほか、湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会の活動を通じて、障害のある人の歯科保健の充実を図ります。	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、歯科保健集団指導を実施します。	継続
未熟児養育医療給付事業 【子育て相談センター】	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院による医療を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	継続
自立支援医療給付事業 【障害福祉課】	障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。	今後も障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療の給付を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策6	相談体制の強化		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
地域生活支援拠点等の整備・充実事業 【障害福祉課】	障害のある人や難聴患者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化を湖南福祉圏域4市で図ります。また、自立支援協議会を活用し、拠点等の運営や活動の対する評価を行います。	地域生活支援拠点等の整備に向けて短期入所事業所を中心とした事業所登録を上半期中に実施し、緊急時の受け入れ・対応にかかる機能を整えます。 また、下半期には、地域生活支援拠点等にかかるプロジェクト会議（湖南4市および事業所等）や自立支援協議会等を活用しながら、体制整備した機能について実施状況を評価検証するとともに、地域課題の抽出および対応策の検討を行います。	継続
障害者福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	継続
湖南地域地域活動支援センター事業 【障害福祉課】	湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。	精神障害者本人だけでなく、家族全体を支援することが必要な複雑・多様化した相談案件が増加しており、高齢分野や子育て分野等を巻き込んだ横断的な支援が必要であることから、関係支援機関との更なる連携・強化を実施し、相談支援事業の充実を図ります。	継続
発達支援センター運営事業 〔障害児相談支援分〕 【発達支援センター】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。	・子どもの発達支援や保護者の育児負担の軽減等、多様な福祉サービスのニーズに対して、障害児支援利用計画を策定するとともにきめ細やかな相談支援を行います。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげ、福祉サービスの利用者がが不安や悩みを相談できる体制の充実を図ります。	継続
計画相談支援給付事業 【障害福祉課】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。	障害福祉サービスの利用ニーズは年々増加していますが、相談支援事業所と連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行います。	継続
相談支援機能強化事業 【障害福祉課】	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し、研修に積極的に参加をし、相談機能の強化を図ります。	継続
基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち相談支援に関すること〕 【障害福祉課】	基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。	基幹相談支援センターの周知を一層図り、障害者相談の窓口機能を充実させるとともに、困難事例における支援体制の構築や、スーパーバイザーとしての助言・指導を行い、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。	継続
指定特定相談支援体制強化事業 【障害福祉課】	市内に拠点を置く中核的な相談支援事業所に対して、計画相談員の確保を図るために補助金を交付するとともに、市内に居住する障害福祉サービスを利用する人が必要なサービスを利用するにあたり適宜相談できる体制の強化のために、相談支援事業所に対して補助金を交付します。	指定特定相談支援事業所が、相談支援の実施を維持するために体制強化に必要な補助を行います。	継続
地域相談支援給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	長期入院者等が地域で安心した生活を送るための支援を実施します。	継続
子ども・若者総合相談窓口事業 【子ども家庭・若者課】	さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族の支援をします。	さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族からの相談に対応し、必要に応じて、カウンセリングや訪問なども行います。また、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	継続
福祉の総合窓口事業 【人とくらしのサポートセンター】	多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。	生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策7	日常生活支援の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
訪問系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	継続
日中活動系サービス等給付事業〔就労関係以外〕 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	継続
補装具給付事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者紙おむつ助成事業 【障害福祉課】	- 補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。 - 軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成します。 - 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。	- 補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。 - 難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために引き続き補聴器の購入又は修理に要する費用を助成します。 - 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、引き続き紙おむつの購入費用を助成します。	継続
地域生活支援事業〔情報受発信、精神保健福祉対策以外〕 【障害福祉課】	- 障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。 - 日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。	- 安全な外出や余暇支援の充実を目的とした支援を行います - 引き続き日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。 - 引き続き、障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。	継続
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 【子育て相談センター】	小児慢性特定疾病の認定を受けた人（児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人）に、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病の認定を受けた人（児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人）に対し、日常生活の便宜を図る事を目的として、日常生活用具の給付を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策8	住まいの確保		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
居住系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 ・利用者数 施設入所支援 延べ687人、共同生活援助〔グループホーム〕 延べ1,700人	継続
公営住宅長寿命化・建替促進事業 【市営住宅課】	公営住宅の長寿命化工事や建替えを通じて、障害のある人の居住の確保への寄与を図ります。	草津市公営住宅建替基本計画に基づき、建替えに向けて他市町の事例等を参考に事業を進めて行きます。	継続
公営住宅供給促進事業 【市営住宅課】	公営住宅において、障害のある人に対する個別の入居要件を設けるとともに、車いす利用者向け住居等を確保します。	引き続き障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行います。 年2回の定期募集にて、車いす利用者向け住居の空家がある場合は、入居者募集を行います。	継続
居住支援促進事業 （人とくらしのサポートセンター） （障害福祉課） 【建築政策課】	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援に係る相談体制の整備を進めます。	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援を支える民間事業者との連携強化による相談体制の整備に向けた調査や検討を進めてまいります。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策9	家族等への支援の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
24時間対応型利用制度支援事業 【障害福祉課】	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実と家族等の介護負担の軽減を図ります。	継続
子育て支援事業 【子育て相談センター】	ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。また、対象者へ助成制度の周知を行います。	継続
日中一時支援事業 【障害福祉課】	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底して行います。	継続
医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業 【障害福祉課】	県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。	県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策10	経済的負担の軽減		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
高額障害福祉サービス等給付事業 【障害福祉課】	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合の者や、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	継続
特別障害者手当等給付事業 【障害福祉課】	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	継続
国民年金手続等事務 【保険年金課】	障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。	引き続き、障害基礎年金に係る相談、案内、手続き等を行ってまいります。	継続
心身障害者（老人）福祉医療助成事業 【保険年金課】	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（１級～３級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。精神障害のある人の助成については、県の制度の拡大に基づき令和6年度から実施予定です。	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（１級～３級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。更に令和6年度から制度拡大を行い、精神障害者保健福祉手帳１級所持者等も助成の対象となります。	継続
精神障害者（老人）精神科通院医療助成事業 【保険年金課】	精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。	継続
自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が生活行動範囲を広げ、積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。	今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。	継続
在宅重度障害者住宅改造費補助金事務 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成します。	引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用を助成します。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる		
施策11	制度の維持と適正運営		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
福祉計画推進事業 【障害福祉課】	「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」による計画的な障害福祉サービス事業量の確保を図ります。	「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努め、各計画の進捗状況の確認等を行います。また、次期計画に向けアンケート調査等を実施します。	継続
重症心身障害者通所施設運営費補助事業 【障害福祉課】	重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。	重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいう、かなえの運営費について、湖南福祉圏域4市で補助を行います。	継続
障害者自立支援事業所運営費補助金事務 【障害福祉課】	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	引き続き、重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	継続
湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備に向けた検討を行います。 ・障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助するなど、様々な支援により整備を促進します。	市内で建設されるグループホームについて、国・県等の補助金に加え、市単独補助金を交付します。	継続
障害支援区分認定事務 【障害福祉課】	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。	障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や適切な調査を行うとともに、草津市審査会の円滑な運営を図ります。	継続
障害者施設家賃補助事業 【障害福祉課】	障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	継続
滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業 【障害福祉課】	薬物依存症・ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀型地域活動支援センターや社会的事業所に対して運営費を補助します。	障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター、および、社会的事業所に対して運営費を補助します。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策12	発達支援の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
発達支援センター運営事業	・発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 ・医療的ケアが必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。	・医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を行うとともに、医療的ケア児と家族の地域生活の現状や課題等について関係機関で協議する会議や実務者会議を開催します。 医療的ケア児支援にかかる協議 年1回開催 実務者会議 年1回開催	継続
【発達支援センター】			
障害児通所給付事業[児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分]	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	・医療的ケアが必要な子どもに対してサービスの利用につなげ、医療や療育による支援を行います。また、重い障害や感染症のリスクがあるため事業所に通所することが困難な子どもに対して居宅を訪問して療育を行います。	継続
【発達支援センター】			
湖の子園運営事業	発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。	・湖の子園において早期療育や保護者の育児支援の充実を図るとともに、湖の子園修了後に就園した園所へ訪問等を行い、子どもと保護者が安心して園生活を送ることができるように支援します。 ・発達に支援を必要とする子どもと保護者に対して、親子体験通園を実施し、早期からスムーズに療育に繋ぐことができるよう支援します。 ・湖の子園の経験や専門性を活かして就学前施設の職員や保護者を対象に研修会を実施し、園所への後方支援や保護者支援に取り組みます。	継続
【発達支援センター】			

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策13	就学前教育・保育の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業〔幼稚園分〕 【幼児課】	幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。	・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所での子どもの姿を共有し、より適切な加配配置となるように努めます。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者へ支援の充実に努めます。	継続
保育所・認定こども園運営支援事業 【幼児課】	保育所（園）・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。	・保育所、認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所での子どもの姿を共有し、より適切な加配配置となるように努めます。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者へ支援の充実に努めます。	継続
幼稚園・認定こども園教育指導研修事業 【幼児課】	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。また、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を行います。	継続
保育所・認定こども園指導研修事業 【幼児課】	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。また、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を行います。	継続
子育て支援センター運営事業 【子育て相談センター】	就学前の子どもの保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしていけるよう支援します。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がります。また、保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。	継続
障害児通所給付事業〔保育所等訪問支援分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	相談機関や就学前施設等にサービス提供事業所にかかる周知を行い、発達に支援が必要な子どもと保護者がスムーズに児童発達支援や保育所等訪問支援を利用することができるように関係機関との連携に努めます。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策14	学校教育の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
特別支援教育推進事業 【児童生徒支援課】	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。	・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。 (引継ぎ数) ・園所→小 1 5 2 件 ・小→中 1 7 4 件 ・中→高 1 4 1 件 ・副籍制度利用して地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けました。	継続
草津市教育支援委員会運営事業 【児童生徒支援課】	本人・家族への教育相談・就学相談を行います。	・6月～8月に10日間、就学相談日を設定し、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定しました。 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、必要に応じて、学校での具体的支援についての情報提供を行いました。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えました。 (相談件数) 1 3 5 件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。 就学前保護者向け説明会 3 回開催 (就学説明会希望者) 1 7 0 名	継続
教職員研修事業 【児童生徒支援課】	多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。	・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネータおよび、特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉的サービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・特別支援教育に係る研修会 6 回開催	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策15	放課後児童対策の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
障害児通所給付事業〔放課後等デイサービス分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（放課後等デイサービス）に係る障害児通所給付費を支給します。	事業所説明会や会議等を通して、市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように学校や相談支援事業所等の関係機関との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催します。	継続
日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕 【障害福祉課】	長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。	長期休暇中や放課後に、障害児の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底して行います。	継続
児童育成クラブ運営事業 【子ども・若者政策課】	児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児童数 72人（令和6年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数 4回（予定）	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策16	文化・スポーツ活動等の促進		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔余暇活動事業分〕 【障害福祉課】	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	継続
障害者福祉推進事務〔全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分〕 【障害福祉課】	・全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを振興します。 ・令和7年に滋賀県で開催される全国障害者スポーツ大会等を通じて、障害者スポーツの魅力を発信します。	国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付します。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者にお祝い金を交付します。	継続
社会参加促進事業 【障害福祉課】	・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。	・「いきいきふれあい大運動会」の開催にあたり障害者団体等とともに開催支援を行います。	継続
市民文化芸術活動支援事業 【生涯学習課】	・誰もが文化に触れることができるよう文化の鑑賞機会を充実します。 ・社会参加を促進するきっかけとなるよう、文化の創作・体験機会づくりを進めます。	文化芸術の創作・体験機会としてのアートフェスタくさつや俳句事業、発表・鑑賞機会としての市美術展覧会やアートフルールといった市主催事業や、市立文化ホールにおける公演などによって、誰もが文化・芸術に触れる機会を創出します。	継続
市民スポーツ大会開催費補助事業 県民スポーツ大会等出場支援補助事業 【スポーツ推進課】	市民スポーツ大会の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。	障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会(市民体育大会)の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会（県民体育大会）への参加に向けた支援等を行ってまいります。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける		
施策17	就労支援と雇用環境整備の促進		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔就労相談分〕 【障害福祉課】	障害福祉センターにおいて、就労相談を行います。	・他機関と連携をしながら、障害がある方たちに合った就労ができるよう支援を実施します。	継続
障害者就労促進事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域において、職場開拓や定着支援等を行うために、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターへ運営費補助を行います。 ・湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、ハローワーク、関係部署と連携して就労支援・就労定着支援等を行い、障害者雇用の促進に努めます。 ・トライアル雇用、ジョブコーチ支援など障害者雇用助成制度の活用に向け、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。 ・「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」なども踏まえた工賃向上に向けて支援します。	・引き続き湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助をすることで、障害者の一般就労促進を行います。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定します。	継続
就労移行支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。	継続
就労継続支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。	継続
企業内人権啓発推進事業 【商工観光労政課】	障害者雇用に係る企業理解を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の機会を活用して、障害者雇用率制度等の周知啓発を行います。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問時に合理的配慮の提供の義務化に関する案内を行う等、障害者雇用率制度や障害への理解を呼びかける周知啓発に努めます。	継続
精神障害者生活支援推進事業 【障害福祉課】	精神障害のある人の社会復帰および就業の促進を目的に訓練の場を提供した事業主および精神障害者に対して、補助金等を交付することにより、精神障害者の自立や就業の促進を図ります。	精神障害のある人の自立や、社会復帰を支援します。	継続
重度障害者等就労支援等特別事業費 【障害福祉課】	就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。	就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。	継続
職員採用事業 【職員課】	市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを進めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用を促進します。	障害のある職員一人ひとりが活躍できるよう、障害者活躍推進計画に基づき、誰もが働きやすい職場づくりを引き続き進めます。また、障害のある人の雇用を促進し、法定雇用率の達成を目指します。	継続

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる		
施策18	情報受発信の充実		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
人にやさしい広報作成事業 【広報課】	障害のある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ウェブサイトの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。	・視覚障害のある人に福祉や消費生活相談など、特に生活に密着した市政情報を提供できるよう、声の広報や点字版広報を作成・配布します。また、利用者や関係者に聞き取りを行うことで、利用者目線に立った作成・配布に努めます。 ・市ホームページの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段について、引き続き充実を図ります。	継続
点字新聞購読費助成事業 【障害福祉課】	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、引き続き点字新聞の購読費の一部を助成します。	継続
日常生活用具給付事業[情報・意思疎通支援用具] 【障害福祉課】	情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、日常生活用具を給付するとともに、その充実を図ります。	情報の取得やコミュニケーションの円滑化を図るため、日常生活用具給付事業において情報・意思疎通支援用具を支給します。	継続
コミュニケーション支援事業 【障害福祉課】	・聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションを支援します。 ・手話奉仕員養成講座や手話ステップアップ講座を実施します。	・情報の取得やコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・手話の啓発活動の実施や通訳者の確保に努めます。	継続
図書館運営事業 【図書館】	利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を図ります。	全世代、全市民の利用者の多様なニーズに対応できるよう、資料の収集・整備を図ります。引き続き、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字本など様々な形態の資料での情報提供を行います。	継続

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる		
施策19	地域福祉活動の促進		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
社会福祉事業	- すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。 - 地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。 - 障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供事業者等の地域貢献活動を推進します。	住み慣れた地域において、誰もが安心して心豊かに生活できるよう相互に助け合って暮らす「地域共生社会」の実現を目指し、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の支え合い活動の支援や地域福祉活動の担い手の発掘・育成など各種取組を進めます。	継続
【健康福祉政策課】			
障害福祉推進事務〔避難行動要支援者登録制度分〕 防災対策事業	- 避難行動要支援者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。 - 避難行動要支援者について、「誰が避難をサポートするか」、「どこに避難するか」、「いつ避難するか」等を決めた個別避難計画の作成を進めます。	（健康福祉政策課） 避難行動要支援者登録制度への登録推奨について、令和6年度は新規対象者だけでなく、80歳以上の未登録対象者にも案内文等を郵送し周知するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。また、登録申請様式の見直しと電子申請の導入を行います。 （危機管理課） 災害リスクの高い方や医療的ケアが必要な方、重度心身障害者の方など優先度の高い避難行動要支援者を市において選定し、個別避難計画の作成に取り組みます。	継続
（障害福祉課）			
防犯対策事業 自主防災組織育成事業	自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 令和6年度からの5年間は、能登半島地震を踏まえ、補助率を1/3から1/2に、上限額を10万円から20万円に拡充します。 - 運営事業補助 19千円（組織あたり） - 防災備品等購入事業補助 事業費の1／2補助 ※補助額に上限あり	拡大
【危機管理課】			
孤立化防止事業	孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。	孤立化が懸念される障害者世帯について、新たに対象者を絞ったうえで訪問活動を行うとともに、訪問活動から見えてきた課題を整理し、必要な支援機関やサービスにつなげる等の対応を行ってまいります。	継続
【障害福祉課】			
障害者相談員活動事業	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。	継続
【障害福祉課】			
生活支援事業	福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。	引き続き福祉機器リサイクル事業を草津市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。	継続
【障害福祉課】			
障害者福祉センター管理運営事業〔交流事業分〕	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	継続
【障害福祉課】			

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる		
施策20	バリアフリーの促進と移動の確保		
主な事業	内容	令和6年度取組予定	方向性
バリアフリー基本構想推進事業 【交通政策課】	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業についての進捗管理を行います。 また、重点整備地区の横断歩道整備事業や、生活関連経路の歩道改良等のバリアフリー化に取り組みます。	継続
コミュニティハウス整備事業 【まちづくり協働課】	地域の支え合いの拠点となる町内会の集会所のバリアフリー化を支援します。	良好な地域社会の形成と住民福祉の増進を図るために、町内会がコミュニティの場として設置する集会所の整備に要する経費について補助を行い、バリアフリー化を推進します。	継続
福祉有償運送運営事業 【交通政策課】	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。事業者からの申請に基づき運送事業者の要件や対象旅客の要件等の適格審査を行うため、協議会を開催します。	継続
社会参加促進事業〔自動車改造分【本人運転】〕 自動車改造支援事業 【障害福祉課】	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害者のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害者のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。	継続